



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） …… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） …… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉・援護課） …… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） …… 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） …… 3
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） …… 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） …… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） …… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（農業研究センター） …… 4

### 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 …… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 8月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あだん歯科クリニック	宮古島市平良字久貝654番地36	平成24年 5月 1日
クリスタルデンタルクリニック	沖縄市字古謝977番地11メゾン美希 1階	平成24年 6月 1日
プラス・デンタル・クリニック	那覇市首里鳥堀町 3丁目67番地21プラスビル 2階	平成24年 6月18日
大田歯科クリニック	沖縄市城前町15番 3号	平成24年 6月26日
心友クリニック	那覇市字宇栄原925番地 1 1階	平成24年 7月 1日
きじゅ薬局	西原町字上原243番地	平成24年 7月 2日
くがに薬局おもろまち店	那覇市安謝 1丁目10番 2号	平成24年 7月 2日
グレイスデンタルクリニック	中城村字南上原364番地 1	平成24年 7月 5日
ちばこどもクリニック	那覇市天久 2丁目 1番15号 1階	平成24年 7月10日

沖縄県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年8月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人陽翠会嘉陽整形外科医院	那覇市寄宮2丁目5番8号	平成24年7月1日

沖縄県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成24年8月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
ハート歯科	沖縄市泡瀬四丁目4番1号2階	平成24年8月31日

沖縄県告示第399号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年8月7日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜  
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社  
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成24年9月28日から同年11月25日まで
- 4 観覧料の額  
博物館特別展「Okinawaから沖縄へ」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	300円	240円
	中学生及び小学生	200円	160円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

---

**沖縄県告示第400号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第445号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年8月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・浦1号沢岬石嶺線
- 3 事業施行期間 平成23年9月13日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成23年沖縄県告示第445号の事業地のうち、那覇市首里石嶺町3丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

---

**沖縄県告示第401号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 島尻郡八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年8月10日から平成25年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量及び3級・4級基準点測量）

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月24日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄地域資源支援プロジェクト
- 3 代表者の氏名 棚原洋子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市前田三丁目3番8号カーサイしはんた2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄の持つ独自な地域資源の情報発信とその保全及び利用を図る活動を通じ、地域文化と共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月24日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月25日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あらた
- 3 代表者の氏名 島尻郁子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字下里1265番地14
- 5 定款に記載された目的 この法人は、宮古島市に居住する人々の課題に目を向け、地域に根ざした安心できる暮らしを築き上げようとする個人や法人・団体に対して、相談支援事業や相互に活用できるネットワークの構築に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月24日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人えるだす
- 3 代表者の氏名 國吉秀子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市西崎町三丁目510番地148A-17
- 5 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者が地域で自立できる社会の実現を図るため、知的障害者の自立生活相談に関する事業や暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月7日

沖縄県農業研究センター所長 坂 本 守 章

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 ショートリードゲノムアナライザー 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成24年11月7日（水曜日）
  - (4) 納入の場所 沖縄県農業研究センター 沖縄県糸満市字真壁820番地
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成24年8月7日（火曜日）から同年9月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
  - (2) 場所 沖縄県農業研究センター研究企画班 〒901-0336 糸満市字真壁820番地
- 4 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成24年9月24日（月曜日）午後1時30分
  - (2) 場所 沖縄県農業研究センター 〒901-0336 糸満市字真壁820番地
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出す

る場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年8月7日（火曜日）から同年9月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県農業研究センター研究企画班 〒901-0336 糸満市字真壁820番地 電話番号098-840-8501

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該落札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県農業研究センター
- (2) 所在地 〒901-0336 糸満市字真壁820番地

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成24年9月21日（金曜日）午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県農業研究センターに提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 SUMMARY

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY : Short Read Genome Analyzer 1 system
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : November 7th, 2012
- (3) OPENING OF BIDS : September 24th, 2012 (1:30 pm)
- (4) POINT OF CONTACT : Research Planning Section, Agricultural Research Center,  
Okinawa Prefectural Government, 820 Makabe, Itoman City, Okinawa, Japan, 901-0336  
Telephone : 098-840-8501

---

公安委員会事項

---

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 7 日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成24年9月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成24年9月14日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【 考 査 】 9 月 14 日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成24年9月13日（木曜日）及び同月14日（金曜日）	午前9時から午後5時（平成24年9月14日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【 考 査 】 9 月 14 日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格

者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

### ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

### イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

## 6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年8月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年8月15日（水曜日）から同月21日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3054、3055) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
---	---